

杉並区学童クラブにおける
医療的ケア児の受け入れ
に係るガイドライン

令和5年10月

杉並区

はじめに

杉並区では、心身の障害等により特別な支援が必要な児童の受け入れを順次拡大してきましたが、医療的ケア児については、実施体制の確保等の観点から、これまで受け入れを行っていませんでした。

令和3年9月18日から施行された、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するものとされました。

また、医療的ケア児の保護者からは、医療的ケア児の地域における成長と保護者の就労継続のため、医療的ケア児の学童クラブでの受け入れを望む声が寄せられています。

こうしたことを踏まえ、小学校に就学する医療的ケア児の放課後や長期休業期間等における安全・安心な居場所を確保するとともに、保護者が子育てと仕事を両立し、安心して働き続けることができるよう支援していく必要があることから、令和4年度より、学童クラブで医療的ケア児の受け入れを段階的に開始しました。

そして、令和5年度にこれまでの受入状況等を踏まえて検討を行い、令和6年度から本格的に受け入れを実施することにしました。

本ガイドラインは、学童クラブでの医療的ケア児を受け入れるに当たって、その安全性を確保するとともに、医療的ケア児が安心して楽しく過ごすことができるようにするため、必要となる事項をまとめています。

今後、本ガイドラインに沿って、学童クラブにおける医療的ケア児の受け入れを推進していきます。

令和5年10月

目 次

I	基本的事項	1
1	受け入れの要件	
2	人工呼吸器の管理について	
II	医療的ケア実施関係者の役割	2
1	実施クラブ	
2	関連医療機関	
3	区児童青少年課	
4	運営事業者	
5	所属館	
III	医療的ケア児の入会までの手続き	4
1	入会相談	
2	入会申請	
3	医療的ケア審査会	
4	特別支援児童入会審査会	
5	受け入れの可否の保護者通知	
6	主治医からの指示書の提出依頼	
7	主治医との連携、協力依頼	
8	指導医との連携	
9	健康診断・面接	
10	入会承認通知・医療的ケア実施可否決定通知	
IV	入会後の医療的ケアの実施内容変更及び実施体制等について	6
1	医療的ケアの実施内容が変更になった場合	
2	医療的ケアが終了となった場合	
3	施設環境の整備	
4	職員研修	
V	実施クラブでの受け入れについて	7
1	医療的ケアを必要とする児童の保護・育成	
2	医療的ケアの実施者について	
3	医療的ケアの安全実施体制について	
4	緊急時の対応	

5	職員の研修	
VI	保護者の了承事項	13
1	医療的ケアについて	
2	体調管理及び実施クラブの利用中止等	
3	緊急時及び災害時の対応	
4	退会	
5	情報の共有等	
VII	リスクマネジメント	11

令和5年10月作成

I 基本的事項

杉並区では、医療的ケアが必要でかつ集団生活が可能な児童を対象に、学童クラブで医療的ケア児の受け入れを行う。

学童クラブにおける医療的ケアを要する児童の受け入れの要件は以下のとおりとする。

1 受け入れの要件

- (1) 学童クラブの入会要件があること
- (2) 当該児童の主治医が学童クラブにおける受け入れを可としたうえで、杉並区学童クラブ医療的ケア審査会（杉並区学童クラブ医療的ケア実施要領第6条に定める。以下「審査会」という。）により、学童クラブでの受け入れが可能であると判断されること
- (3) 日常的に保護者が自宅等で行っている医療的ケアが確立していること
- (4) 医療的ケアが学童クラブ運営の中で安全に実施できること
- (5) 学童クラブでの集団生活が可能であり、学童クラブに通うことができること

2 前項に関わらず、人工呼吸器の管理については、環境設備等が整っていないことから、原則として受け入れを行わない。

Ⅱ 医療的ケア実施関係者の役割

学童クラブで医療的ケア児を受け入れるにあたっては、保護者、主治医、学校医、指導医、区児童青少年課、医療的ケア実施学童クラブ（以下「実施クラブ」という。）が密接に連携を取る。更に実施クラブにおいては、医療的ケア児との関わり方について、館長（クラブ長）を中心に看護師、実施クラブ職員等が各専門性を十分に意識して関わる。

医療的ケアの実施者は看護師であることから、看護師が不在時は医療的ケア児の受け入れは行わない。また医療的ケア児の安全を確保するため、時間中は常に看護師が対応可能となるよう、看護師を配置する。

1 実施クラブ

(1) 館長・クラブ長（医療的ケアの総括管理）

保護者や主治医、指導医、区児童青少年課との連絡窓口であり、実施クラブ内で安全に医療的ケアが出来るよう職員体制を組織する。医療的ケア児の健康状態の変化に応じた判断や対応が出来るように準備する。

(2) 担当看護師（医療的ケア直接実施）

保護者、実施クラブ職員と連携し医療的ケア児の健康状態を把握する。主治医の指示書に基づき「医療的ケアの手順」、「医療的ケア緊急時マニュアル」を作成するとともに、「学童クラブ緊急時児童引渡し申出書」、「学童クラブ防災携帯カード」、「与薬申出書」、「アレルギー調査票」等を参照し、実施クラブ職員、指導医と連携して安全に医療的ケアを実施する。保護者に医療的ケアの実施状況と児童の健康状態を報告する。必要に応じて保護者同意のもと主治医に助言を求め、連携を図る。

実施に先立ち、主治医や指導医の指導のもと、実技研修を行う。また、実施クラブ内研修等で医療的ケア児の状態の共有を図る。

(3) 実施クラブ職員（医療的ケア以外）

看護師及び保護者と連携し、医療的ケア児の健康状態を把握した上で指導を行い、実施クラブでの生活状況を保護者に報告する。医療的ケア児の体調異変時には速やかに担当看護師や館長に報告する。看護師が実施する研修会等で医療的ケア児の理解を深め、体調変化等迅速に対応できるようにする。

2 関連医療機関

(1) 主治医

主治医には、入会前には医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書、指示書、年度途中での指示変更時に指示書の再提出を依頼する。また、医療的ケア実施手順の具体的指導や緊急時の対応指示を依頼する。実施クラブでの生活や環境等について、区児童青少年課より十分に情報提供を行い、実施計画の確認、助言を依頼する。

(2) 指導医（※）

指導医は、保護者と主治医の了解のもと、医療的ケア児の医療情報の提供を受け、入会に際しては児童の健康状態の把握を行う。児童入会後は巡回指導等を行い、実施クラブでの医療的ケア実施に対する助言を行う。また、当該実施クラブ、区児童青少年課と連携して研修等を行い、職員の専門知識を高め医療的ケア児の理解を深める。

※指導医：実施クラブで医療的ケアを実施する看護師及び実施クラブ職員に対し、指導・助言等を行う医師（杉並区の特別職非常勤職員として勤務）

3 区児童青少年課（入会申請時から入会后以降の継続的な支援を行う）

区児童青少年課は、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために実施クラブからの相談に対応し、各連携機関と協力し、フォローアップ体制を確保する。実施クラブで働く職員の知識・技能向上を図る。

- (1) 入会申請時に医療的ケアについて保護者に説明を行う。
- (2) 審査会を開催し、協議、確認を行い医療的ケアの実施可否及び受入れる実施クラブを決定する。結果については「医療的ケア実施可否決定通知書」を保護者宛に通知する。
- (3) 一の学童クラブに医療的ケア児の入会申請が多数ある等、調整が必要な場合には、入会調整会議を開催して、受入れる実施クラブの調整を行う。
- (4) 入会決定後は実施クラブへの助言や看護師応援体制を組む。
- (5) 定期的に医療的ケア児の経過報告を受け、適切に医療的ケアが行われていることを確認する。
- (6) 医療的ケアに関するヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と分析を実施クラブ、指導医を交えて行い共有する。
- (7) 指示内容の変更がある場合、指導医の助言を受けて、必要に応じて審査会を開催し、協議、確認を行い利用の継続可否を決定する。
- (8) 医療的ケアに関する研修（実践的な研修含む）を計画・実施する。

4 運営事業者（委託学童クラブにおいて医療的ケア児を受け入れる場合）

運営事業者は、医療的ケアが安全かつ適切に実施されるよう、実施クラブからの相談に応じ、フォローアップ体制を確保する。

5 所属館（委託学童クラブにおいて医療的ケア児を受け入れる場合）

所属館は、委託学童クラブにおいて医療的ケアが安全かつ適切に実施されるよう、実施クラブからの相談に応じ、区児童青少年課とも連携の上、医療的ケアの実施に関する情報提供等の支援を行う。

Ⅲ 医療的ケア児の入会までの手続き

区児童青少年課は、医療的ケアが必要な児童の学童クラブ入会手続きを行う場合は、通常の手続きに加え、医療的ケアの内容や実施クラブの中で配慮を必要とするか等を確認するために、必要書類の提出を求め、審査会にて実施クラブでの受け入れが可能であるかの判断をする。

入会後も医療的ケアの内容に変更が生じた場合は、年度の途中であっても、再度必要書類の提出を求め、必要に応じて審査会による協議を行い利用の継続の可否を決定する。

入会までの手続きは以下のとおりとする。

1 入会相談

(1) 実施クラブの医療的ケア児の受け入れ要件及び医療的ケア児の実施用法等について以下の説明を行う。

- ア 対象となる児童
- イ 医療的ケアの範囲
- ウ 入会にあたっての受け入れ要件
- エ 注意事項
- オ 利用時間

(2) 入会の申請に必要な書類の提出を求める。主治医による文書作成にかかる経費については保護者負担とする。

- ア【医療的ケア実施申請書】
保護者が作成し主治医が確認
- イ【学童クラブ入会にあたっての医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書】
主治医が作成
- ウ【医療的ケアに関する指示書（杉並区学童クラブ看護師実施）】
主治医が作成

2 入会申請

通常の入会申請書類の他に（2）ア、イ、ウの書類を作成し申請を行う。

3 医療的ケア審査会

審査会を開催し医療的ケアの実施の可否を協議する。

- (1) 書類審査
- (2) 審査会委員より意見聴取
- (3) 必要に応じて主治医の意見聴取

4 特別支援児童入会審査会

医療的ケア以外の日常的な生活においても特別な配慮を要する場合、保護・育成の可否や、必要な介助や配慮を行う為の職員の加配に係る介助度の認定を行う。

5 受け入れの可否の保護者通知

審査会、特別支援児童入会審査会終了後保護者に実施クラブでの受け入れの可否について説明を行う。

引き続き翌年度の入会を希望する場合には、改めて保護者からの申請を受け、審査会を開催し、利用の可否を協議する。

医療的ケアの実施内容に変更があった場合には、指導医に情報提供を行い、指導医の助言を受けて、必要に応じて審査会を行い利用継続の可否を判断する。

6 主治医からの指示書の提出依頼

医療的ケア実施にあたり、主治医からの指示書の提出を保護者に求める。
【医療的ケアに関する指示書】

7 主治医との連携、協力依頼

医療的ケア実施にあたり主治医に対して区児童青少年課、実施クラブとの連携協力を依頼する。保護者の承諾のもとで児童の受診に同行する等、利用開始前、開始後に必要な情報提供を受ける。

8 指導医との連携

医療的ケア児の入会申請があった場合は、指導医に情報提供を行い、助言を受ける。

9 健康診断・面接

入会申請をした医療的ケア児は、審査会に際して、事前に指導医の健康診断と実施クラブ職員により入会面接を行う。

10 入会承認通知・医療的ケア実施可否決定通知

【学童クラブ入会等承認（不承認）通知書】、【医療的ケア実施可否決定通知及び実施内容】を保護者へ送付する。

IV 入会後の医療的ケアの実施内容変更及び実施体制等について

学童クラブの入会期間は4月1日から翌年3月末までの1年間であるため、入会中の方が引き続き翌年度の入会を希望する場合には、改めて保護者からの申請を受け、医療的ケアの実施について審査を行う。

1 医療的ケアの実施内容が変更になった場合

指導医に情報提供を行い、指導医の助言を受けて、必要に応じて審査会において利用継続の可否を判断する。提出書類等については入会時に準じ、「医療的ケア実施申請書」、「学童クラブ入会にあたっての医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書」及び「医療的ケアに関する指示書」の提出を求める。

2 医療的ケアが終了となった場合

保護者に書類の提出を依頼する。審査会において協議の上、医療的ケアを終了することとし、保護者から申し出を受ける。

【医療的ケア終了申出書】

3 施設環境の整備

医療的ケアの実施にあたっては、実施クラブに必要な環境整備を行う。必要な人員配置を行う。

- (1) 必要備品の整備
- (2) 看護師の配置

4 職員研修

指導医の協力のもと、児童の健康状態の理解と安全衛生に関する理解を深めるため、医療的ケアを必要とする児童の基礎疾患や障害の状況の理解、育成室等の衛生管理の重要性、感染症の予防、医療的ケアの理解と手技の内容等に関する研修を実施する。

V 実施クラブでの受け入れについて

1 医療的ケアを必要とする児童の保護・育成

- (1) 杉並区の学童クラブ(「児童館・学童クラブ運営マニュアル」より抜粋)
「杉並区学童クラブ運営指針」に基づいて、学童クラブ事業の充実を図る。

【基本姿勢と運営の留意事項】

ア 子ども一人ひとりの尊重と安心、安全のために

- ①子どもが安心して自分らしさを出し、のびのびと過ごせる場になるように配慮する。
- ②子どもの発達状況、性格、家庭状況、学校における様子等を把握するとともに、子どもの心を理解するように努める。
- ③子どもの日常の様子を把握し、病気やけが、友だちとの関係や行動面等で気になることがあった場合は、保護者と連絡を取り適切な対応を図る。
- ④出欠席にかかわる連絡は保護者から直接受け、子どもの来所・退所を把握する。
- ⑤施設及び遊具の点検、整備を行うなど、清潔で安全な環境作りに努める。
- ⑥日常及び行き帰りの安全指導を行う。また、危機管理意識を高めるとともに、事故や緊急時に迅速かつ的確な対応ができるよう、定期的な訓練・講習等を実施するほか、関係機関及び保護者への連絡体制を整備する。

イ 子どもの健やかな成長のために

- ①遊びを通して自主性、社会性、創造性、協調性が育つよう支援する。
 - ・自由遊びでは、気持ちを解放し、自分らしさが発揮できるよう配慮する。
 - ・集団遊びでは、異年齢で構成されている良さも生かし、大勢で遊ぶ醍醐味や、ルールのある遊びの楽しさを共有する。
 - ・行事等を取り入れ、生活を楽しく変化あるものにするとともに、共同で取り組む体験や達成感を共有する機会とする。
 - ・学童クラブの施設やプログラム、公園や学校の校庭をはじめ、地域の施設やスペースを活用する。
- ②日常の運営やルールに子どもの意見を反映させ、考える力や自己を表現する力を培うように支援する。
- ③基本的な生活習慣を身につけ、身の回りのことを自分でできるよう援助し、生活力、自立性が養われるように配慮する。
- ④班活動や当番活動を通して社会性等を培えるように支援する。

- ⑤子どもにとって楽しみであり補食となるおやつを、安全性や衛生面に留意して提供する。また、その時間をみんなで楽しめるように配慮する。
- ⑥宿題や自主学習のできる環境づくりに配慮する。
- ⑦障害のある子どもや発達上に課題のある子どもについては、個々の状況に応じた安全への配慮、遊びや生活の支援を行う。また、子ども同士の理解と交流を進める。

ウ 子育て支援のために

- ①保護者が安心して学童クラブに預けられるように、日常の連絡や会話を大切にし、連絡帳、保護者会、個人面談等を通して子どもの様子を伝え合うとともに、保護者の気持ちを受け止め、信頼関係を築く。
- ②保護者のおかれた状況を理解し、身近な相談相手となれるように努め、必要に応じて他の相談機関やサービスを紹介する。
- ③保護者の意見、要望を学童クラブ運営に反映させるとともに、子どもを共に育て合う協力関係を作る。
- ④子どもの安全の確保や適切な成長支援のため、学校との日常的な情報交換を行うとともに、必要に応じて懇談を行うなど、連携に努める。
- ⑤地域の関係機関、団体、近隣住民、ボランティアとの協力関係を築き、子どもと子育てを支えるネットワークづくりを進める。
- ⑥虐待が疑われるケースについては、適切な機関への通告及びその後の諸機関と連携した対応、見守りを行う。
- ⑦障害のある子どもや発達上に課題のある子どもの通所については、保護者の状況に応じて必要な支援を行う。

(2) 運営指針に基づく医療的ケア児への対応

以上の指針に基づいて医療的ケア児についても実施クラブで保護・育成していくため、医療的ケア児への対応については以下の点に特に留意する。

- ア 児童の障害及び疾病状況、医療的ケア実施及び生活状況を把握する。
- イ 医療的ケアを安全に実施し、快適で健康に過ごせるよう施設環境を構成、整えていく。
- ウ 児童の発達状況を把握し、発達の過程と個人差の理解、医療的ケアを行う必要な時間等を配慮する。
- エ 児童に適切な生活課題や遊びを提供する。
- オ 通所時や退所時の保護者との引継ぎや定期的な個人面談等により、児童理解の共有や保護者の気持ちを受け止め、保護者を支えるよう努める。また、必要に応じて医療機関や療育機関等と連携する。

カ 異年齢集団の中で、医療的ケア児も含めた集団育成を意識し、子どもたちが共に育ち合い、健やかに成長できるような関係づくりをする。また、実施クラブ退会後も医療的ケア児が地域の中で理解と支援を得られるような交友関係を見据え、その基盤づくりを目指す。

2 医療的ケアの実施者について

実施クラブでの医療的ケアは看護師が行うものとする。

3 医療的ケアの安全実施体制について

(1) 医療的ケア実施に関する情報の共有

実施クラブは、「学童クラブ入会にあたっての医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書」「医療的ケアに関する指示書」の内容を確認し、指導医より指導を受けて医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、館長、実施クラブ職員等で共有する。また、医療的ケアの実施に当たって館長は、実施クラブ内で医療的ケアの安全実施をマネジメントする体制を構築する。医療的ケアの実施状況は、定例打ち合わせ会の中で報告する。

(2) 実施クラブ関係者の位置づけ

ア 児童が実施クラブ内で安全に医療的ケアを受けながら快適に過ごせるように、館長、実施クラブ職員、指導医、看護師、区児童青少年課が連携・協働する。指導医は、必要に応じて実施クラブで医療的ケアの指導を行う。

イ 館長は、医療的ケア児の生活及び医療的ケアの安全実施マネジメント、職員育成等を行う。

ウ 実施クラブ職員は、看護師及び保護者と連携して、日々の児童の健康状態を情報共有、把握しながら指導を行い、実施クラブでの生活状況を保護者に共有、報告する。

エ 看護師は、実施クラブ職員及び保護者と連携して、児童の健康状態を把握する。また、主治医等の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」、「実施手順書」等を作成し、保護者の理解及び同意のもと実施クラブ職員と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に丁寧に報告する。

オ 指導医は、児童の健康診断を行う。また、必要に応じて医療的ケアの実施計画とケアの実技について確認を行い、助言、職員への研修及び指導を行う。

カ 区児童青少年課は、実施クラブからの相談に随時対応できるよう体制を整え、定期的な打ち合わせや医療的ケア巡回指導を通じて実施クラブにおける医療的ケアの実施状況について把握し、助言や指導等フォローアップしていく。

(3) 衛生管理

ア 実施場所については、感染防止が保てるよう環境の整備を行う。

イ 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と申し合わせを行い、衛生的に保管・管理する。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する、「医療的ケア実施計画書」「医療的ケア記録」等の書類は、実施クラブにて必要期間（3年間）保管する。区児童青少年課とも共有する。

4 緊急時の対応

(1) 実施クラブは、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び指導医の協力により運営する。また、緊急時には救急医療機関等による診察を受ける。

(2) 緊急時の対応は、区児童青少年課で定めている「医療的ケア緊急時対応マニュアル」の流れに沿って対応する。

(3) 実施クラブは、緊急時の対応については事前に保護者へ十分説明し、同意を得ておく。

(4) 体調の急変等の緊急時に際しては、発見者等からの連絡を受けた館長の指示のもと、児童状況を連携先である第一搬送先指定病院及び保護者に連絡し、必要時には、救急車にて搬送する。緊急対応について、実施クラブと保護者及び主治医との情報共有をしておく。対応後、館長が指導医に報告する。

(5) 保護者は、児童の体調が悪化した等理由により実施クラブが利用の継続困難と判断した場合には、実施クラブからの連絡により、利用時間の途中であっても児童の引き取りを速やかに行う。病院搬送時には病院に直行する。

(6) 災害時、長時間実施クラブで過ごさなければならないことを想定し、緊急時の医療機関（災害医療機関）を把握し、対応をマニュアルに定め、事前に保護者と確認しておく。

5 職員の研修

医療的ケアが安全かつ適切に実施されるため、区児童青少年課は、指導医と協力し、学童クラブ職員の知識技能向上ための研修を実施する。

併せて、実践的な研修（OJT等）の実施やヒヤリ・ハット、アクシデント等の事例蓄積及び要因分析を行う等の体制整備を行い、職員の危機管理意識を高めていく。

VI 保護者の了承事項

保護者は実施クラブを利用するにあたり、以下の事項について了承しなければならぬ。

1 医療的ケアについて

- (1) あらかじめ主治医を受診し、実施クラブにおいて児童に必要な医療的ケア及び緊急時の対応等を記載した「学童クラブ入会にあたっての医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書」、「医療的ケアに関する指示書」を入会申請時に提出する必要があること。また、実施クラブは主治医の緊急時対応等に関しての指導・助言が必要な場合に、実施クラブの担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあること。
- (2) 実施クラブでは、関係法令および主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行うこと。
- (3) 主治医のほか、指導医からの助言を受けることがあること。
- (4) 医療的ケアに必要な物品は、保護者が準備し実施クラブに持参すること。使用後の物品等は、保護者が持ち帰ること。

2 体調管理及び実施クラブの利用中止等

- (1) 止むを得ない事情により医療的ケアを行う看護師が勤務できない場合には、実施クラブの利用ができないこと。
- (2) 発熱、下痢、嘔吐、痙攣等の体調不良の場合、熱がなくても感染の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。また、体調不良等の状態となり、実施クラブが利用の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても実施クラブの利用を中止し、保護者による児童の引き取りをお願いすること。
- (3) 集団生活の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施クラブ内で感染症が一定数以上発症した場合には、実施クラブからの情報により、保護者等が実施クラブを利用するかどうか判断すること。また、実施クラブの判断で実施クラブの利用を控えてもらう場合があること。
- (4) 実施クラブが必要と認めるときには、主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者等の負担となること。
- (5) 屋外事業など、生活圏から離れる活動は、協議の上参加すること。

3 緊急時及び災害時の対応

- (1) 緊急で医療が必要な場合には、救急医療機関を受診すること。
- (2) 児童の症状に急変が生じ緊急事態と実施クラブが判断した場合、その他必要な場合には、病院等に連絡を行い、必要な処置を講じること。同時に児童の保護者等に連絡を行うこと。また、保護者へ連絡する前に児童を病院に搬送し、受診または治療が行われることがあること。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となること。
- (3) 災害時対策として、万が一災害時に保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、必要な医療的ケアの物品を持参すること。

4 退会

児童の病態の変化等により、区が規定する医療的ケアの範囲を超える医療的ケアが必要になった場合は原則として退会となること。

5 情報の共有等

- (1) 医療的ケア児に対して安心安全な場所を提供するために、実施クラブは保護者から提出された申請内容等について関係機関（主治医・指導医等）とで共有すること。
- (2) 緊急時の対応のために、区に提出された主治医からの「学童クラブ入会にあたっての医療的ケアを要する児童に関する主治医意見書」、「医療的ケアに関する指示書」の内容を区児童青少年課が搬送病院に情報提供すること。
- (3) 実施クラブは医療的ケアが必要な児童の状況について、実施クラブで安全に生活するために必要なことは、他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

Ⅶ リスクマネジメント

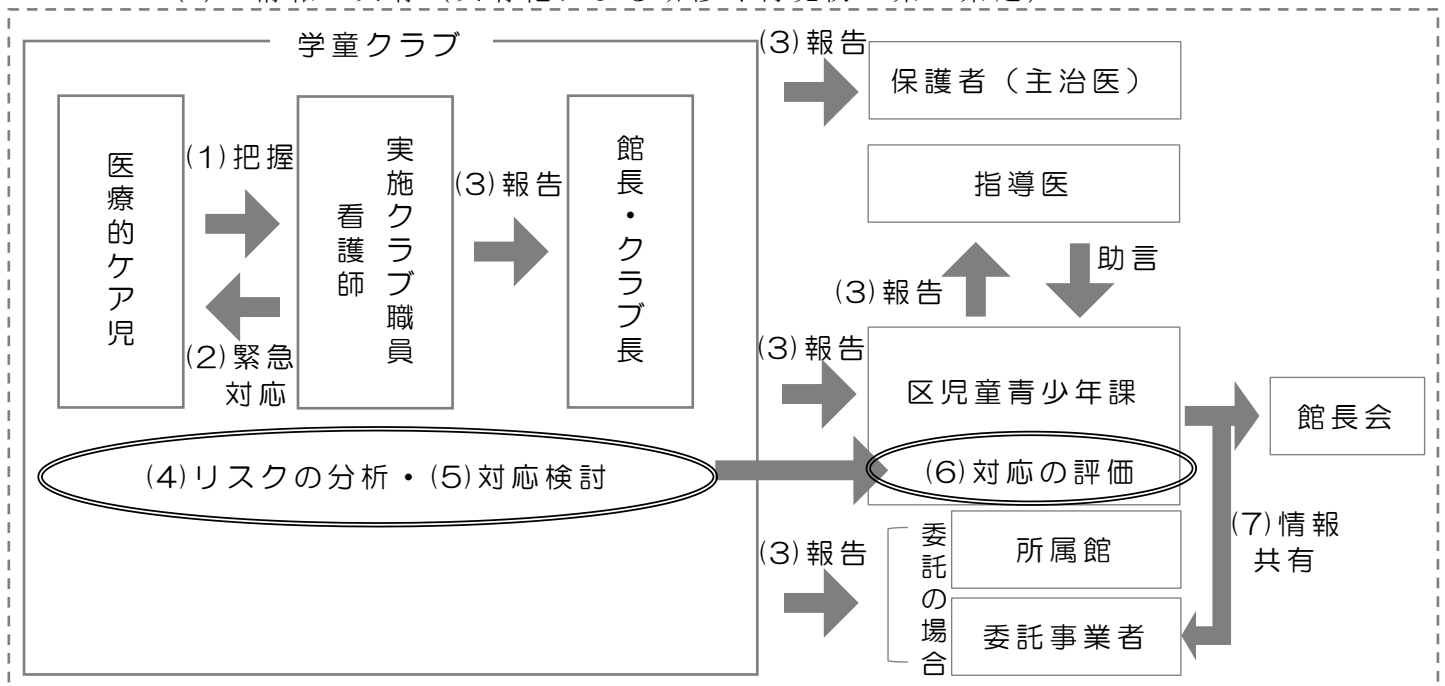
実施クラブにおいて医療的ケアを実施する場合は、個別の医療的ケア実施手順や計画、緊急時の対応等を作成し、それに従って実施する。しかし、どんなに万全な対策を講じても事故が起こる可能性は必ず存在する。安全対策を講じ可能な限り事故を未然に防ぎ、児童及び職員の安全を確保し、児童指導と医療的ケアの質の向上を図るために組織的な体制を構築し以下のことを定期的に行う。

【学童クラブ】

- (1) リスクの把握
- (2) 緊急対応（必要時）
- (3) 報告（実施クラブにて医療的ケアにおける事故になりうる事例または事故が起こった場合は、速やかに当該児童の保護者、区児童青少年課、委託学童クラブの場合には、上記に加えて所属館、委託事業者に報告する。）
- (4) リスクの分析（要因の分析）
- (5) リスクへの対応検討（対策を立てる）

【区児童青少年課】

- (6) 対応の評価
- (7) 情報の共有（共有化による研修や再発防止策の策定）



安全対策・感染症対策については、以下の手引きに準じた対応を行う。

- ①「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（2013年7月版）」東京都
- ②「アレルギー対応ホットライン取り扱いマニュアル（平成27年3月）」杉並区教育委員会
- ③「感染性胃腸炎かなとおもったら」杉並保健所保健予防課
- ④「児童館危機管理マニュアル（2016年改訂版）」杉並区児童青少年課